

＜修正案＞  
帯広市地域防災計画  
（地震災害編）  
新旧対照表

令和 7 年（2025 年） 2 月

帯広市防災会議

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次	<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>	頁番号の修正
1	第4節 計画の基本方針…………… <u>1</u> (略)	第4節 計画の基本方針…………… <u>2</u> (略)	
目次	<b>第2章 災害予防計画</b>	<b>第2章 災害予防計画</b>	
2	第8節 避難体制整備計画…………… 36 1 避難誘導体制の構築…………… 36 2 避難場所・避難所等の確保…………… 36 3 避難場所・避難所等の住民への周知…………… 38 4 避難計画の策定等…………… <u>38</u> 5 被災者の把握…………… <u>39</u> 6 防災上重要な施設の管理等…………… 40 7 施設の整備計画…………… <u>40</u>	第8節 避難体制整備計画…………… 36 1 避難誘導体制の構築…………… 36 2 避難場所・避難所等の確保…………… 36 3 避難場所・避難所等の住民への周知…………… 38 4 避難計画の策定等…………… <u>39</u> 5 被災者の把握…………… <u>40</u> 6 防災上重要な施設の管理等…………… 40 7 施設の整備計画…………… <u>41</u>	
	第9節 <u>災害時要援護者対策計画</u> …………… <u>41</u> 1 安全対策…………… <u>41</u> 2 援助活動…………… <u>43</u> 3 外国人への支援対策…………… <u>43</u>	第9節 <u>避難行動要支援者対策計画</u> …………… <u>42</u> 1 安全対策…………… <u>42</u> 2 援助活動…………… <u>44</u> 3 外国人への支援対策…………… <u>45</u>	
	第10節 火災予防計画…………… <u>45</u> 1 地震による火災の防止…………… <u>45</u> 2 火災予防の徹底…………… <u>45</u> 3 予防査察の強化…………… <u>45</u> 4 防火思想の普及…………… <u>45</u>	第10節 火災予防計画…………… <u>46</u> 1 地震による火災の防止…………… <u>46</u> 2 火災予防の徹底…………… <u>46</u> 3 予防査察の強化…………… <u>46</u> 4 防火思想の普及…………… <u>46</u>	
	第3章 地震応急対策計画 (略)	第3章 地震応急対策計画 (略)	
目次	第5節 救助救出計画…………… 102 1 実施責任…………… 102 2 救助救出を必要とする場合…………… 102 3 救助救出活動…………… 102	第5節 救助救出計画…………… <u>103</u> 1 実施責任…………… <u>103</u> 2 救助救出を必要とする場合…………… <u>103</u> 3 救助救出活動…………… <u>103</u>	
4	第6節 地震火災等対策計画…………… 104 1 消防組織計画…………… 104 2 消防力整備計画…………… 106 3 消防活動体制…………… 106 4 消火任務…………… 106 5 震災予防対策…………… 106 6 震災警防対策…………… 109 7 消防応援出動…………… 109	第6節 地震火災等対策計画…………… <u>105</u> 1 消防組織計画…………… <u>105</u> 2 消防力整備計画…………… <u>107</u> 3 消防活動体制…………… <u>107</u> 4 消火任務…………… <u>107</u> 5 震災予防対策…………… <u>107</u> 6 震災警防対策…………… <u>110</u> 7 消防応援出動…………… <u>110</u>	
	第7節 災害警備計画…………… 110 1 警察活動の任務…………… 110 2 災害警備本部の設置…………… 110 3 災害時の警察活動…………… 110	第7節 災害警備計画…………… <u>111</u> 1 警察活動の任務…………… <u>111</u> 2 災害警備本部の設置…………… <u>111</u> 3 災害時の警察活動…………… <u>111</u>	
	第8節 交通応急対策計画…………… 112 1 交通応急対策の実施…………… 112	第8節 交通応急対策計画…………… <u>113</u> 1 交通応急対策の実施…………… <u>113</u>	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
目次 4	2 道路の交通規制 ..... 113 3 緊急輸送のための交通規制 ..... 113 4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 ..... 115 (略)	2 道路の交通規制 ..... <u>114</u> 3 緊急輸送のための交通規制 ..... <u>115</u> 4 北海道緊急輸送道路ネットワーク計画 ..... <u>116</u> (略)	頁番号の修正
目次 8	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略) 第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ..... 205 1 避難の確保 ..... 205 2 避難場所における救護 ..... 205 3 <u>災害時要援護者</u> の避難支援 ..... 206	第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 (略) 第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ..... 205 1 避難の確保 ..... 205 2 避難場所における救護 ..... 205 3 <u>避難行動要支援者</u> の避難支援 ..... 206	
P1	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号、以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民 <u>の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</u>	第1章 総 則 第1節 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第42条の規定及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号、以下「日本海溝特措法」という。）に基づき、帯広市における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民 <u>をはじめ観光客や外国人等、本市に滞在するあらゆる人々の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。</u>	保護する対象者に滞り者も含むことを明記
P1	第3節 計画の効果的促進 (略) さらに、 <u>令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ</u> 、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>	第3節 計画の効果的促進 (略) さらに、 <u>_____</u> 災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。 <u>加えて、東日本大震災や令和6年能登半島地震など、これまでに我が国で発生した大規模災害の教訓等を踏まえ、積雪寒冷地である本市の地域特性を加味し、複合災害も考慮した防災対策の推進を図らなければならない。</u> <u>また、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進するほか、デジタル化に当たっては、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制等の整備を図らなければならない。</u>	新型コロナの5類感染症への移行を踏まえた修正 教訓や地域特性を加味 新技術活用の観点を導入

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考								
P3	<p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 帯広市及びびとから広域消防事務組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>(略) ⑯災害時要援護者の把握及び避難に関すること。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	市長部局及び消防機関	(略) ⑯災害時要援護者の把握及び避難に関すること。 (略)	<p>第4節 計画の基本方針</p> <p>2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(1) 帯広市及びびとから広域消防事務組合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長部局及び消防機関</td> <td>(略) ⑯要配慮者の把握及び避難に関すること。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	市長部局及び消防機関	(略) ⑯要配慮者の把握及び避難に関すること。 (略)	<p>おひひる避難支援プランの改正に伴う修正</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
市長部局及び消防機関	(略) ⑯災害時要援護者の把握及び避難に関すること。 (略)										
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
市長部局及び消防機関	(略) ⑯要配慮者の把握及び避難に関すること。 (略)										
P4	<p>(2) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>①災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関する事。 _____</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関する事。 _____	<p>(2) 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道総合通信局</td> <td>①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関する事。 ②災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関する事。 ③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。 ④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事。 ⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。 _____</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	北海道総合通信局	①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関する事。 ②災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関する事。 ③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。 ④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事。 ⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。 _____	<p>所掌事務の変更による修正</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
北海道総合通信局	①災害時における通信の確保に関する事及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 ②非常通信協議会の運営に関する事。 _____										
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
北海道総合通信局	①非常通信の確保等及び北海道地方非常通信協議会の運営に関する事。 ②災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援に関する事。 ③災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関する事。 ④非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施に関する事。 ⑤電気通信事業者及び放送事業者の被災・復旧状況等の情報提供に関する事。 _____										
P6	<p>(6) 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 北海道東支店</td> <td>①災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保すること ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。 _____</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話株式会社 北海道東支店	①災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保すること ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。 _____	<p>(6) 指定公共機関 (公共的機関及び公益的事業を営む法人で国が指定するもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 北海道東支店</td> <td>①通信設備等の防災対策に関する事。 ②重要通信の確保に関する事。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。 _____</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	東日本電信電話株式会社 北海道東支店	①通信設備等の防災対策に関する事。 ②重要通信の確保に関する事。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。 _____	<p>所掌事務の変更による修正</p>
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
東日本電信電話株式会社 北海道東支店	①災害時に重要通信をそ通させるための通信手段を確保すること ②災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧すること。 _____										
機 関 名	事 務 又 は 業 務										
東日本電信電話株式会社 北海道東支店	①通信設備等の防災対策に関する事。 ②重要通信の確保に関する事。 ③災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事。 _____										
P23	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画</p> <p>市及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう_____努めるものとする。</p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</p> <p>1 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>(2) 市及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。 (略)</p> <p>(シ) 高齢者、障害者、外国人など災害時要援護者への配慮 (略)</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第3節 地震防災知識の普及・啓発に関する計画</p> <p>市及び防災関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努めるものとする。</p> <p>また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。</p> <p>1 防災知識の普及・啓発 (略)</p> <p>(2) 市及び防災関係機関は、一般住民に対し次により防災知識の普及・啓発を図るものとする。 (略)</p> <p>(シ) 高齢者、障害者、外国人など要配慮者への配慮 (略)</p>	<p>おひひる避難支援プランの改正に伴う修正</p> <p>男女共同参画の観点を明記</p>								

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																								
P25	<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>1 訓練実施機関</p> <p>訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。</p> <p>また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、<u>災害時要援護者</u>を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他災害に関する訓練</p> <p>3 市及び防災会議が実施する訓練</p> <table border="1" data-bbox="226 592 1061 775"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 期</th> <th>実施場所</th> <th>実 施 方 法</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管	(略)										(略)					<p>第4節 防災訓練計画</p> <p>1 訓練実施機関</p> <p>訓練は、帯広市防災会議の構成機関の長、防災上重要な施設の管理者等、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、もしくは実施し、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。</p> <p>また、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、<u>要配慮者</u>を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるとともに、訓練後において評価を行い、それを踏まえた体制の改善について検討するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 訓練の種別</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>応援・受援訓練</u></p> <p>(8) その他災害に関する訓練</p> <p>3 市及び防災会議が実施する訓練</p> <table border="1" data-bbox="1133 592 1968 775"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 期</th> <th>実施場所</th> <th>実 施 方 法</th> <th>所 管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>応援・受援訓練</u></td> <td><u>適 時</u></td> <td><u>その都度</u></td> <td><u>図上又は実施訓練</u></td> <td><u>防災会議 帯広市 消防機関</u></td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管	(略)					<u>応援・受援訓練</u>	<u>適 時</u>	<u>その都度</u>	<u>図上又は実施訓練</u>	<u>防災会議 帯広市 消防機関</u>	(略)					<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>
区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管																																							
(略)																																											
(略)																																											
区 分	時 期	実施場所	実 施 方 法	所 管																																							
(略)																																											
<u>応援・受援訓練</u>	<u>適 時</u>	<u>その都度</u>	<u>図上又は実施訓練</u>	<u>防災会議 帯広市 消防機関</u>																																							
(略)																																											
P26	<p>4 民間団体等との連携</p> <p>市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び<u>災害時要援護者</u>を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。</p>	<p>4 民間団体等との連携</p> <p>市及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、ボランティア及び<u>要配慮者</u>を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>																																								

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																																			
P27	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</p> <p>(略)</p>	<p>第5節 食料等の調達・確保及び防災資機材の整備に関する計画</p> <p>1 食料等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市は、避難所での感染症の拡大防止のため、マスク、消毒液等の衛生用品の確保に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 市は、備蓄に当たっては、滞在人口の多い時間帯の災害発生を考慮するほか、アレルギー対応食や流動食、適温食の提供に必要な資機材を備蓄するなど、避難者の健康に配慮するものとする。また、厳冬期の災害時には積雪等により域外からの物資が届きにくくなることを想定し、特に孤立予想地域の備蓄の充実を図るものとする。</u></p> <p><u>(5) 備蓄倉庫等については、備蓄物資が災害時に効果的に活用できるよう、孤立予想地域における物資の確保、災害時のアクセスを十分考慮し設定するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 企業・業界団体との優先供給協定等の締結</p> <p>(略)</p>	<p>備蓄に当たり留意すべき事項等を追加。</p>																																																			
P29	<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1" data-bbox="197 619 1070 1013"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定</u></td> <td><u>帯広リース業協会</u></td> <td><u>平成19年10月23日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定</u></td> <td><u>㈱イトーヨーカ堂</u></td> <td><u>平成23年2月4日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</td> <td><u>帯広トヨペット株式会社</u></td> <td>令和2年4月24日</td> </tr> <tr> <td><u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u></td> <td><u>トヨタカローラ帯広株式会社</u></td> <td><u>令和2年4月24日</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	(略)	(略)	<u>災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定</u>	<u>帯広リース業協会</u>	<u>平成19年10月23日</u>	(略)	(略)	(略)	<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定</u>	<u>㈱イトーヨーカ堂</u>	<u>平成23年2月4日</u>	(略)	(略)	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>帯広トヨペット株式会社</u>	令和2年4月24日	<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>トヨタカローラ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>	(略)	(略)	(略)	<p>(1) 企業・団体との優先供給協定等の締結状況</p> <table border="1" data-bbox="1104 619 1977 1013"> <thead> <tr> <th>協定の名称</th> <th>協定締結企業・団体名称</th> <th>協定締結年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</td> <td><u>トヨタモビリティ帯広株式会社</u></td> <td>令和2年4月24日</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日	(略)	災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>トヨタモビリティ帯広株式会社</u>	令和2年4月24日	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>帯広リース業協会及び株式会社イトーヨーカ堂との協定終了に伴う修正</p> <p>帯広トヨペットとトヨタカローラ帯広株式会社の経営統合及び商号変更に伴う修正</p>											
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
<u>災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定</u>	<u>帯広リース業協会</u>	<u>平成19年10月23日</u>																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
<u>災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定</u>	<u>㈱イトーヨーカ堂</u>	<u>平成23年2月4日</u>																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>帯広トヨペット株式会社</u>	令和2年4月24日																																																				
<u>災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定</u>	<u>トヨタカローラ帯広株式会社</u>	<u>令和2年4月24日</u>																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
協定の名称	協定締結企業・団体名称	協定締結年月日																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
災害時における次世代自動車からの電力供給の協力に関する協定	<u>トヨタモビリティ帯広株式会社</u>	令和2年4月24日																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				
(略)	(略)	(略)																																																				

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P30	<p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</u></p> <p>2 相互応援（受援）体制の整備</p> <p>帯広市</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</u></p>	<p>第6節 相互応援（受援）体制整備計画</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>また、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援体制を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じたマニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、<u>派遣職員が現地において自活できるよう必要な資機材や装備品等を携帯させることに努めるものとし、</u>防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。</p> <p>2 相互応援（受援）体制の整備</p> <p>帯広市</p> <p>(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、<u>応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設や空き地のリストなど、</u>日ごろから道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
P32	<p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>地震災害時には、市内地域各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。</p> <p>このため、行政の対応には自ずと限界があり、地震による被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。</p> <p>特に、乳幼児、障害者、高齢者等の<u>災害時要援護者</u>の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。</p> <p>このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。</p> <p>1 地域住民による自主防災組織</p> <p>市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、<u>災害時要援護者</u>の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 自主防災組織の編成</p> <p>自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。</p> <p>なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>災害時要援護者</u>に対する安全確保、避難誘導等に対応するよう努めるものとする。</p> <p>4 組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 防災訓練の実施</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第7節 自主防災組織の育成等に関する計画</p> <p>地震災害時には、市内地域各所で家屋の倒壊や住民の避難行動での混乱、同時多発的火災の発生等、さまざまな状況が予想される。</p> <p>このため、行政の対応には自ずと限界があり、地震による被害の軽減を図るためには、地域住民による自主的な防災活動、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等、地域住民による組織的な防災活動が極めて重要な役割を果たすものである。</p> <p>特に、乳幼児、障害者、高齢者等の<u>要配慮者</u>の安全確認、保護は緊急性を要することから、地域住民の協力、援助が不可欠である。</p> <p>このことを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分たちで守る」という自発的防災意識の高揚を図る機会として、また、地域住民との連携による災害時の円滑な応急活動を実施するため、町内会等の組織を生かした自主防災組織づくり、育成を推進するものとする。その際、女性の参画を促進するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。</p> <p>1 地域住民による自主防災組織</p> <p>市は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団や事業所等と連携を行い、初期活動や救出・救護活動をはじめ、<u>要配慮者</u>の避難の誘導等防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>3 自主防災組織の編成</p> <p>自主防災組織の活動を効果的に行うためには、既存の町内会組織を基本とした組織が重要であり、その組織の中で役割分担を明確にすることが必要であることから、基本的な組織編成として、別表のような編成例を掲げたところである。</p> <p>なお、組織の編成にあたっては、民生委員と防災福祉班（町内会福祉部等の構成）が協力し、<u>要配慮者</u>に対する安全確保、避難誘導等に対応するよう努めるものとする。</p> <p>4 組織の活動</p> <p>(1) 平常時の活動</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 防災訓練の実施</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>
P33	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P33	<p>(エ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練</p> <p>(オ) 図上訓練 一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練</p> <p>(略)</p> <p>エ 自力で避難することが困難な災害時要援護者の状況を把握するとともに、災害時の支援体制づくりを行うこと。</p> <p>(2) 非常時及び災害時の活動</p> <p>(略)</p>	<p>(エ) <u>避難所開設・運営訓練</u> <u>指定避難所の開設及び地域住民による自主的な運営を行う訓練を実施する。</u></p> <p>(オ) 救出救護訓練 家屋の倒壊や崖崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する訓練</p> <p>(カ) 図上訓練 一定の区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地域の防災上の弱点を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する、地域住民の立場に立った図上による訓練</p> <p>(略)</p> <p>エ 自力で避難することが困難な避難行動要支援者の状況を把握するとともに、災害時の支援体制づくりを行うこと。</p> <p>(2) 非常時及び災害時の活動</p> <p>(略)</p>	<p>訓練の例示を追加</p> <p>おびひる避難支援プランの改正に伴う修正</p>
P34	<p>エ 避難の実施 地震発生後、市長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等（以下「避難指示等」という）が発令された場合には、地域内住民の安否確認など初期活動を行った後、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。 なお、自力で避難することが困難な災害時要援護者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害時要援護者の援護活動 災害時には、災害時要援護者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>エ 避難の実施 地震発生後、市長から緊急安全確保、避難指示及び高齢者避難等（以下「避難指示等」という）が発令された場合には、地域内住民の安否確認など初期活動を行った後、火災、崖崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所へ誘導するものとする。 なお、自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させるものとする</p> <p>(略)</p> <p>(3) 要配慮者の援護活動 災害時には、要配慮者の安否確認、避難所への避難誘導を行うとともに、必要に応じて福祉避難所や病院等へ移送するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>おびひる避難支援プランの改正に伴う修正</p>
P35	<p>組織編制例</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災福祉班……………①町内会福祉部等で構成する。 ②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたりとともに民生委員と連携をとる。 ③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の災害時要援護者の避難誘導にあたりとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。 ④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。</p>	<p>組織編制例</p> <p>(略)</p> <p>(4) 防災福祉班……………①町内会福祉部等で構成する。 ②町内における障害者、独居老人の安否確認、安全確保にあたりとともに民生委員と連携をとる。 ③防災推進班と連携して障害者、独居老人等の要配慮者の避難誘導にあたりとともに、状況に応じてボランティア等の要請を行う。 ④日常活動として、障害者及び独居老人等の防災対策を検討し、町内住民に啓発する。</p>	
P36	<p>第8節 避難体制整備計画 1 避難誘導体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第8節 避難体制整備計画 1 避難誘導体制の構築</p> <p>(略)</p> <p>(5) 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間と市との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>(6) 道及び市は、観光施設を通じ、観光客に災害発生時における避難等の措置について情報提供できるような体制を構築する。</u></p> <p><u>(7) 冬期の避難は、積雪や路面凍結等により時間を要することや暴風雪による視界不良、大雪・雪崩による避難経路の寸断、寒さによる低体温症のリスクについて注意する必要があることから、市は、日頃から、冬期における避難誘導体制の検討や冬期避難の困難性に関する住民等への周知に努めるも</u></p>	<p>観光客の避難等の体制構築に係る修正 冬期の避難体制構築を明記</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P37	<p>(新設)</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した<u>災害時要援護者</u>の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。</p> <p>(略)</p>	<p>のとする。</p> <p>(8) 道は、<u>広域避難や広域一時滞在（2次的な避難も含む）</u>について、国が整理する考え方を踏まえながら、基本となる手順等を定めるものとする。</p> <p>道と市は、互いに連携し、基本となる手順等を踏まえながら、ホテル・旅館・福祉施設等、避難先との連携協定や避難者への周知方法、避難者と2次避難先とのマッチング、輸送方法等、広域避難等が円滑に実施できるよう、その環境整備を図る。</p> <p>2 避難場所・避難所等の確保</p> <p>(略)</p> <p>(5) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 福祉避難所は、バリアフリー化など避難した<u>要配慮者</u>の生活に支障が少ないよう整備された施設とする。</p> <p>(略)</p>	<p>広域避難の具体的な手順等を定めることを明記</p>
P38	<p>(8) その他</p> <p>(新設)</p> <p>市は、車での避難などに対応するため、<u>市有施設の駐車場のほか、災害協定を締結すること等により、民間施設の駐車場を利用する体制の整備に取り組むものとする。</u></p>	<p>(8) その他</p> <p>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、市有施設の駐車場や災害協定を締結すること等により、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画修正に伴う修正</p>
P39	<p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ等<sup>_____</sup>の作成及び住民等への周知</p> <p>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>4 避難計画の策定等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難計画</p> <p>市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、<u>災害時要援護者</u>を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、<u>災害時要援護者</u>に関する情報の把握、<u>避難支援</u>計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>3 避難場所・避難所等の住民への周知</p> <p>(略)</p> <p>(3) 防災マップ・ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等の作成及び住民等への周知</p> <p>市は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など災害時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ・<u>Webハザードマップ</u>等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、ハザードマップ等の配布・<u>周知</u>等に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>4 避難計画の策定等</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難計画</p> <p>市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、<u>避難行動要支援者</u>を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者、民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、<u>避難行動要支援者</u>に関する情報の把握、<u>個別</u>計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>なお、避難計画の策定に際しては、昼夜間人口の差異や孤立可能性、冬の寒さ、夏の暑さ等の地理的・気象的条件を考慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p>Webハザードマップを明記</p> <p>紙以外の媒体も含むよう修正</p> <p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p> <p>昼夜間人口の差異に留意することを追記</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P39	<p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）</p> <p>エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>オ 避難場所・避難所等の開設に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>（ア）給水、給食措置</p> <p>（イ）毛布、寝具等の支給</p> <p>（ウ）衣料、日用必需品の支給</p> <p>（エ）暖房及び発電機用燃料確保</p> <p>（オ）負傷者に対する応急救護</p> <p><u>（新設）</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>キ 避難に関する広報</p> <p>（ア）防災無線による周知</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>（イ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知</p> <p>（ウ）避難誘導者による現地広報</p> <p>（エ）町内会等を通じた広報</p> <p>（オ）通信機器等による周知</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、<u>避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u></p> <p>このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるものとする。なお、<u>個人データの取り扱いには十分留意するものとする。</u></p> <p>また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</p>	<p>ア 避難指示等を発令する基準及び伝達方法</p> <p>イ 避難場所・避難所等の名称、所在地、対象地区、<u>収容人数及び家庭動物受入可否</u></p> <p>ウ 避難場所・避難所等への誘導方法（大規模集客施設、観光施設等については、入り込み客対策を含む。）</p> <p>エ 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制</p> <p>オ 避難場所・避難所等の開設等に伴う被災者救護措置に関する事項</p> <p>（ア）給水、給食措置</p> <p>（イ）毛布、寝具等の支給</p> <p>（ウ）衣料、日用必需品の支給</p> <p>（エ）暖房及び発電機用燃料確保</p> <p>（オ）負傷者に対する応急救護</p> <p><u>（カ）上記のほか、一人ひとりの事情から生じる多様なニーズに配慮するなど、被災者の人間らしさを保つために必要な生活環境の整備</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>キ 避難に関する広報</p> <p>（ア）防災無線による周知</p> <p><u>（イ）SNSを活用した周知</u></p> <p>（ウ）広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知</p> <p>（エ）避難誘導者による現地広報</p> <p>（オ）町内会等を通じた広報</p> <p>（カ）通信機器等による周知</p> <p><u>（3）避難所運営</u></p> <p><u>避難所運営において、市は、地域におけるマニュアルの作成や訓練等を通じて、住民等が主体的に避難所運営に関与できるよう指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。</u></p> <p>5 被災者の把握</p> <p>被災者の避難状況の把握は、市の被災者支援、災害対策の基本であるが、発災直後においては、<u>道路の寸断や停電の発生等に加え、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者の状況や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。</u></p> <p>このため、被災者支援システム等を活用し、被災者の状況把握、避難所における入所者の把握に努めるほか、<u>デジタル技術を活用し、避難者台帳（名簿）を容易に作成できるシステムを整備することが望ましい。システムを整備する際には、個人情報の取り扱いや、停電時に備えた非常用電源の確保には十分留意するものとする。</u></p> <p>また、避難者台帳（名簿）を<u>デジタル管理する場合においても、避難者の状況を把握するためのシステムのバックアップとして、必要に応じ印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。</u></p>	<p>家庭動物受入れ体制の整備</p> <p>尊厳が保たれるよう配慮</p> <p>広報ツールの追加</p> <p>第3章第4節8から移動</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正</p>



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P42	<p>(イ) <u>要援護者台帳</u>作成の記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 氏名</li> <li>② 生年月日</li> <li>③ 性別</li> <li>④ 住所又は居所</li> <li>⑤ 電話番号その他の連絡先</li> <li>⑥ 避難支援等を必要とする理由</li> <li>⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</li> </ol> <p>(ウ) <u>要援護者台帳</u>作成に必要な個人情報の入手方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報、「ひとり暮らし高齢者」登録情報</li> <li>② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所有者情報</li> <li>③ 戸籍住民課 転居等情報</li> <li>④ 北海道知事その他の者 <u>要援護者台帳</u>作成に必要があると認められる情報</li> </ol> <p>(エ) <u>要援護者台帳</u>等の更新に関する事項</p> <p>市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者からの情報を基に、<u>要援護者台帳</u>等の更新を行い、<u>少なくとも年1回</u>情報共有先に提供する。</p> <p><u>イ</u> 平常時における<u>要援護者台帳</u>情報の提供</p> <p>平常時における<u>要援護者台帳</u>情報の提供については、<u>要援護者台帳</u>に記載されている者のうち、<u>災害時要援護者</u>の同意を得ている者の<u>要援護者台帳</u>情報とし、市関係部局以外は「<u>おびひろ避難支援プラン</u>」による<u>個別計画作成協議会の構成員</u>とする。</p> <p><u>ア</u> 消防機関(消防署、消防団)、<u>        </u></p> <p><u>イ</u> 民生委員・児童委員</p> <p><u>ウ</u> 社会福祉協議会</p> <p><u>エ</u> 地域包括支援センター</p> <p><u>オ</u> 連合町内会、単位町内会</p> <p><u>        </u></p> <p><u>        </u></p> <p><u>カ</u> その他、<u>災害時要援護者</u>支援等に携わる団体等</p> <p><u>ウ</u> <u>要援護者台帳</u>情報を提供する場合の配慮</p> <p><u>要援護者台帳</u>情報の漏えい防止のため、必要な措置を<u>要援護者台帳</u>情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>エ</u> <u>災害時要援護者</u>に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。</p> <p><u>オ</u> <u>災害時要援護者</u>に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の<u>災害時要援護者</u>の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。</p> <p>また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。</p> <p><u>カ</u> <u>災害時要援護者</u>が自らの対応能力を高めるために、<u>災害時要援護者</u>の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p><u>キ</u> <u>災害時要援護者</u>が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など<u>災害時要援護者</u>の避難支援体制の整備に取り組むものとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設等の対策</p>	<p>(イ) <u>要支援者名簿</u>作成の記載事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 氏名</li> <li>② 生年月日</li> <li>③ 性別</li> <li>④ 住所又は居所</li> <li>⑤ 電話番号その他の連絡先</li> <li>⑥ 避難支援等を必要とする理由</li> <li>⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項</li> </ol> <p>(ウ) <u>要支援者名簿</u>作成に必要な個人情報の入手方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護高齢福祉課 要介護認定者情報</li> <li>② 障害福祉課 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳所有者情報</li> <li>③ 戸籍住民課 転居等情報</li> <li>④ 北海道知事その他の者 <u>要支援者名簿</u>作成に必要があると認められる情報</li> </ol> <p>(エ) <u>要支援者名簿</u>等の更新に関する事項</p> <p>市は、関係部署からの情報のほか、地域支援者からの情報を基に、<u>要支援者名簿</u>等の更新を行い、<u>適宜</u>情報共有先に提供する。</p> <p><u>ウ</u> 平常時における<u>要支援者名簿</u>情報の提供</p> <p>平常時における<u>要支援者名簿</u>情報の提供については、<u>要支援者名簿</u>に記載されている者のうち、<u>避難行動要支援者</u>の同意を得ている者の<u>要支援者名簿</u>情報とし、市関係部局以外は「<u>避難支援等関係者へ情報提供を行うこと</u>とする。</p> <p><u>ア</u> 消防機関(消防署、消防団)、<u>警察</u></p> <p><u>イ</u> 民生委員・児童委員</p> <p><u>ウ</u> 社会福祉協議会</p> <p><u>エ</u> 地域包括支援センター</p> <p><u>オ</u> 連合町内会、単位町内会</p> <p><u>カ</u> <u>自主防災組織</u></p> <p><u>キ</u> <u>個別計画作成協議会</u></p> <p><u>ク</u> <u>福祉事業所、福祉専門職</u></p> <p><u>ケ</u> その他、<u>避難行動要支援者</u>支援等に携わる団体等</p> <p><u>エ</u> <u>要支援者名簿</u>情報を提供する場合の配慮</p> <p><u>要支援者名簿</u>情報の漏えい防止のため、必要な措置を<u>要支援者名簿</u>情報の提供先に求め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><u>オ</u> <u>避難行動要支援者</u>に対しては、地域ぐるみの協力のもとに、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。</p> <p><u>カ</u> <u>避難行動要支援者</u>に対する避難誘導等の方法について、あらかじめ定めるものとし、避難所や避難路の選定にあたっては、地域の<u>避難行動要支援者</u>の実態に合わせて利便性や安全性を十分配慮する。</p> <p>また、避難支援等関係者の安全確保についても配慮する。</p> <p><u>キ</u> <u>避難行動要支援者</u>が自らの対応能力を高めるために、<u>避難行動要支援者</u>の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p><u>ク</u> <u>避難行動要支援者</u>が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う避難所(以下「福祉避難所」という。)を確保するため、災害時における福祉避難所の使用に関する協定の締結など<u>避難行動要支援者</u>の避難支援体制の整備に取り組むものとする。</p> <p>(2) 社会福祉施設等の対策</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>
P43	<p>ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が<u>災害時要援護者</u>であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低</p>	<p>ア 社会福祉施設等の管理者は、利用者や入所者が<u>要配慮者</u>であり、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であることから、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の</p>	

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P43	<p>限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>2 援助活動 市は、<u>災害時要援護者</u>の早期確認等に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。</p> <p>(1) <u>災害時要援護者</u>の避難支援 平常時から<u>災害時要援護者</u>名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の安否確認 <u>災害時要援護者</u>名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む<u>災害時要援護者</u>の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。</p> <p>(3) 避難所等への移送 <u>災害時要援護者</u>を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。 ア 避難所若しくは福祉避難所への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所</p> <p>(4) 応急仮設住宅への優先的入居 応急仮設住宅への入居にあたり、<u>災害時要援護者</u>の優先的入居に努めるものとする。</p> <p>(5) 在宅者への支援 <u>災害時要援護者</u>が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。</p> <p>(6) 応援要請 <u>災害時要援護者</u>の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。</p> <p>3 外国人への支援対策 市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「<u>災害時要援護者</u>」として位置づけ、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p> <p>(1) _____多言語による広報の充実 (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化 _____ (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施</p>	<p>生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努めるものとする。 (略)</p> <p>2 援助活動 市は、<u>避難行動要支援者</u>の早期確認等に努めるとともに、<u>避難行動要支援者</u>の状況に応じた適切な援助活動を行うものとする。</p> <p>(1) <u>避難行動要支援者</u>の避難支援 平常時から<u>避難行動要支援者</u>名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求めるものとする。 なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。</p> <p>(2) <u>避難行動要支援者</u>の安否確認 <u>避難行動要支援者</u>名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む<u>避難行動要支援者</u>の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。</p> <p>(3) 避難所等への移送 <u>避難行動要支援者</u>を確認した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずるものとする。 ア 避難所若しくは福祉避難所への移動 イ 病院への移送 ウ 施設等への緊急入所</p> <p>(4) 応急仮設住宅への優先的入居 応急仮設住宅への入居にあたり、<u>避難行動要支援者</u>の優先的入居に努めるものとする。</p> <p>(5) 在宅者への支援 <u>避難行動要支援者</u>が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行うものとする。</p> <p>(6) 応援要請 <u>避難行動要支援者</u>の把握状況に応じ、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請するものとする。</p> <p>3 外国人への支援対策 市は、言語、生活及び防災意識の異なる外国人を「<u>要配慮者</u>」として位置づけ、災害時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような条件及び環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図るものとする。</p> <p>(1) <u>支援物資の入手方法や広域避難の案内等</u>、多言語による広報の充実 (2) 避難場所、道路標識等の災害に関する表示板の多言語化<u>及びビクトグラム化</u> (3) 外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p> <p>避難情報伝達や広報等の充実について追記</p>
P45	<p>第10節 火災予防計画 (略)</p> <p>3 予防査察の強化 査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び<u>災害時要援護者</u>世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して予防対策の万全な指導を図るものとする。</p>	<p>第10節 火災予防計画 (略)</p> <p>3 予防査察の強化 査察については、多数の者が出入りする防火対象物及び<u>要配慮者</u>世帯を含めた一般住宅の防火診断等を計画的に実施して予防対策の万全な指導を図るものとする。</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>



帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P77	<p>また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	<p>また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。<u>その際、ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いて情報収集に当たるとともに、夜間はヘリ搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用するものとする。</u> <u>また、通信が途絶している地域で応急活動に当たる場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用にも努めることとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
P94	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、<u>災害時要援護者</u>等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難指示等の周知</p> <p>市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、インターネット(SNS含む)、緊急情報一斉伝達システム、など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>特に、<u>災害時要援護者</u>の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が<u>災害時要援護者</u>名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難方法</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な<u>災害時要援護者</u>に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかわって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 被災者の生活環境の整備</p>	<p>第4節 避難対策計画</p> <p>(略)</p> <p>1 避難実施責任者及び措置内容</p> <p>地震、火災、山(崖)崩れ等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、<u>避難行動要支援者</u>等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を伝達する必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難指示等の周知</p> <p>市は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的にわかりやすい内容とするよう配慮し、防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート(災害情報共有システム)、サイレン、広報車両、テレビ、CATV、ラジオ(コミュニティFM放送を含む。)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、インターネット(SNS含む)、緊急情報一斉伝達システム、など複数の手段を有機的に組み合わせ、迅速かつ的確に、当該地域の住民等に対して伝達し住民の迅速かつ円滑な避難を図る。</p> <p>特に、<u>避難行動要支援者</u>の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障害の状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が<u>避難行動要支援者</u>名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難方法</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>避難誘導は、市の職員、消防職員・団員、警察官がこの任にあたるものであるが、避難立退きにあたって、避難誘導者は円滑な立退きについて適宜指導するものとする。</p> <p>その際、自力避難の困難な<u>避難行動要支援者</u>に関しては、援助者などと連携し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮するものとする。</p> <p>市は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難場所等への避難がかわって危険を伴う場合は、「近隣のより安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるよう努めるものとする。</p> <p>また、市の職員、消防職員・団員、警察官など避難誘導にあたる者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 被災者の生活環境の整備</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P95	<p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保</u>に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいづれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供<u>など</u>、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、<u>市が予め作成した避難所マニュアルを踏まえ</u>、速やかな避難所の供与及び避難所における安全性や良好な居住性の確保<u>及び福祉的な支援の充実</u>に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者のいづれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、<u>被災者支援に係る情報提供、保健師・福祉関係者間との連携した状況把握</u>など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
P96	<p>7 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時及び災害発生のおそれがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、<u>災害時要援護者</u>のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>(2) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>災害時要援護者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、<u>災害時要援護者</u>が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</p>	<p>7 避難所の開設</p> <p>(1) 市は、発災時及び災害発生のおそれがある時に必要に応じ、土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。なお、開設にあたっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。また、<u>要配慮者</u>のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。</p> <p>(2) 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等<u>要配慮者</u>に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所を確保し、避難支援に努めるとともに、<u>要配慮者</u>が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(3) 市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。 <u>また、避難所内を良好な生活環境とするため開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるものとする。</u></p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>
P96	<p>(6) 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>8 避難所<u>の</u>運営管理等 (略)</p>	<p>(6) 市は、<u>感染症対策</u>について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機対策室と健康保険室が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>8 避難所<u>等</u>の運営管理等 (略)</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
P97	<p>(4) 市は、<u>マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。</u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</p> <p>(5) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、<u>避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保</u>のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、<u>衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行う</u>とともに、専門家、NPO・ボランティア等の等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応</p>	<p>(4) <u>避難所の運営管理に際しては、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の</u>人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</p> <p>(5) 市は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。<u>その際、デジタル技術を活用し効率的に情報の把握に努めるものとする。</u></p> <p>(6) 市は、<u>被災者の人間らしさを保てる環境を整備するため、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、避難所の良好な生活環境の継続的な確保及び福祉的な支援の充実のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ、キッチンカー等の設置に配慮するよう努め</u>るとともに、専門家、NPO・ボランティア等の等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努め</p>	<p>予防対策であるため、第2章第8節4に移動</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>導線が保たれるよう追加</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P97	<p>じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(10) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>特に<u>要援護者</u>等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p>	<p>るものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(10) 市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>なお、道は、市に対する助言・支援に努めるものとする。</u></p> <p>(11) 道及び市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>特に<u>要配慮者</u>等へは、北海道と北海道ホテル旅館生活衛生同業組合の間で締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境に努めるものとする。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>おびひる避難支援プランの改正に伴う修正</p>
P100	<p>12 広域避難</p> <p>(略)</p> <p>(5) 関係機関の連携</p> <p>ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>13 広域一時滞在</p> <p>(1) 道内の市町村への一時的な滞在</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>オ</u> 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在有の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。</p> <p>また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。</p> <p>なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終</p>	<p>12 広域避難</p> <p>(略)</p> <p>(5) 関係機関の連携</p> <p>ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するように努めるものとする。</p> <p><u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 広域避難を行うべき場合やその対象者の整理</u></p> <p><u>(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u></p> <p><u>(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保</u></p> <p><u>(エ) 広域避難についての被災者の意向の把握</u></p> <p><u>(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u></p> <p><u>(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u></p> <p><u>(キ) 広域避難先での継続的な支援</u></p> <p>13 広域一時滞在</p> <p>(1) 道内の市町村への一時的な滞在</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 知事は、上記アに基づく市からの助言の求めがあった場合には、被災住民の広域一時滞在有が円滑に行われるよう調整するとともに、この場合において、必要に応じ上記イからエにより市又は協議先市町村が行うこととされている協議、通知および公示を代わって実施することができるものとする。</p> <p><u>カ</u> 知事は、災害の発生により市が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在有の必要があると認めるときは、市長の実施すべき措置を代わって実施する。</p> <p>また、市が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに市長に事務の引き継ぎを行うものとする。</p> <p>なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p> <p>受入れ先市町村について道が調整することも可能とする旨を追記</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P100	<p>了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>了したときは代行した事務の措置について、市長に通知する。 (略)</p> <p>(4) <u>関係機関の連携</u>  <u>ア 道、市、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域一時滞在を実施するよう努めるものとする。</u>  <u>この場合においては、次の事項に留意して対応するものとする。</u>  <u>(ア) 広域一時滞在を行うべき場合やその対象者の整理</u>  <u>(イ) 被災者を受け入れ可能な施設（ホテル、旅館等を含む）の確保</u>  <u>(ウ) バスなど被災者の移送手段の確保</u>  <u>(エ) 広域一時滞在についての被災者の意向の把握</u>  <u>(オ) 被災者の希望を踏まえた、施設（ホテル、旅館等を含む）のマッチング</u>  <u>(カ) 施設（ホテル、旅館等を含む）への移送</u>  <u>(キ) 広域一時滞在先での継続的な支援</u>  <u>イ 道、市及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、一時滞在者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>能登半島地震を踏まえた修正</p>
P102	<p>第5節 救助救出計画</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 北海道警察 被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。</p> <p>(2) 北海道 道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p> <hr/> <p>また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p>	<p>第5節 救助救出計画</p> <p>1 実施責任</p> <p>(1) 北海道警察 被災地域において生命、身体が危険な状態にある者の救助救出を実施する。</p> <p>(2) 北海道 道は、市から救助救出について応援を求められ、必要があると認めたときは、その状況に応じ、自衛隊等防災関係機関の協力を得て適切な措置を講ずる。</p> <p><u>特に、要救助者に関する情報については、道が集約し、救助救出活動を実施する機関等に情報提供するとともに、必要に応じて救助救出活動に関する総合的な調整を行う。</u></p> <p>また、市のみでは実施できない場合の救助救出を実施する。</p>	<p>要救助者に関する情報集約、調整等の役割を明記</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P105	<p>第6節 地震火災等対策計画 1 消防組織計画 別表1</p> <pre> graph TD     A[とがち広域消防事務組合] --- B[とがち広域消防局]     B --- C[総務課]     B --- D[消防救助課]     B --- E[救急企画課]     B --- F[情報指令課]     B --- G[予防課]     B --- H[帯広消防署]     C --- C1[総務企画係]     C --- C2[施設装備係]     C --- C3[人事給与係]     D --- D1[消防係]     D --- D2[防災救助係]     E --- E1[救急企画係]     F --- F1[情報システム係]     F --- F2[指令第1係]     F --- F3[指令第2係]     G --- G1[予防指導係]     G --- G2[危険物係]     G --- G3[広報調査係]     H --- H1[庶務課]     H --- H2[警防課]     H --- H3[救急課]     H --- H4[指導課]     H1 --- H1_1[庶務係]     H2 --- H2_1[警防1係]     H2 --- H2_2[警防2係]     H2 --- H2_3[救助1係]     H2 --- H2_4[救助2係]     H2 --- H2_5[柏林台出張所]     H2 --- H2_6[大正出張所]     H2 --- H2_7[川西分遣所]     H3 --- H3_1[救急1係]     H3 --- H3_2[救急2係]     H3 --- H3_3[普及係]     H3 --- H3_4[南出張所]     H3 --- H3_5[東出張所]     H3 --- H3_6[森の里出張所]     H4 --- H4_1[指導1係]     H4 --- H4_2[指導2係]     H4 --- H4_3[審査係]                     </pre>	<p>第6節 地震火災等対策計画 1 消防組織計画 別表1</p> <pre> graph TD     A[とがち広域消防事務組合] --- B[とがち広域消防局]     B --- C[総務課]     B --- D[消防救助課]     B --- E[救急企画課]     B --- F[情報指令課]     B --- G[予防規制課]     B --- H[帯広消防署]     C --- C1[総務企画係]     C --- C2[施設装備係]     C --- C3[人事給与係]     D --- D1[消防係]     D --- D2[防災救助係]     E --- E1[救急企画係]     F --- F1[情報システム係]     F --- F2[指令第1係]     F --- F3[指令第2係]     G --- G1[予防指導係]     G --- G2[危険物係]     G --- G3[広報調査係]     H --- H1[庶務課]     H --- H2[警防課]     H --- H3[救急課]     H --- H4[予防課]     H1 --- H1_1[庶務係]     H2 --- H2_1[警防1係]     H2 --- H2_2[警防2係]     H2 --- H2_3[救助1係]     H2 --- H2_4[救助2係]     H2 --- H2_5[柏林台出張所]     H2 --- H2_6[大正出張所]     H2 --- H2_7[川西分遣所]     H3 --- H3_1[救急1係]     H3 --- H3_2[救急2係]     H3 --- H3_3[普及担当]     H3 --- H3_4[南出張所]     H3 --- H3_5[東出張所]     H3 --- H3_6[森の里出張所]     H4 --- H4_1[予防1係]     H4 --- H4_2[予防2係]     H4 --- H4_3[広報審査担当]                     </pre>	<p>消防機構の変更 に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
P108	別表2 (2) 消防職員・団員及び消防車両 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏林台出張所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大正出張所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>346</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜華分団</td> <td>19</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯広第1分団</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第2分団</td> <td>29</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第3分団</td> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第4分団</td> <td>25</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第5分団</td> <td>24</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第2分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第3分団</td> <td>24</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第4分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第1分団</td> <td>35</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第2分団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年4月1日現在 ※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とにかち広域消防局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	1	5	13	柏林台出張所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1		1						1			3	大正出張所	14	1								1			2	東 出 張 所	20	1								1			2	森の里出張所	20						1			1			2	川西分遣所	2										1		1	帯 広 市 消 防 団	346	7	4	—	0	0	0	0	0	0	0	0	11	本 部	7												0	桜華分団	19												0	帯広第1分団	35			1									1	帯広第2分団	29		1										1	帯広第3分団	30		1										1	帯広第4分団	25		1										1	帯広第5分団	24		1										1	川西第1分団	25	1											1	川西第2分団	26	1											1	川西第3分団	24	1											1	川西第4分団	25	1											1	川西第5分団	20	1											1	大正第1分団	35	1											1	大正第2分団	22	1											1	別表2 (2) 消防職員・団員及び消防車両 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">人員・車両 本部・署・団別</th> <th rowspan="2">職 員 団 員 数</th> <th rowspan="2">水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">消 防 ボ ン プ 自 動 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車</th> <th rowspan="2">小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車</th> <th colspan="4">特殊車</th> <th rowspan="2">高 規 格 救 急 車</th> <th rowspan="2">指 揮 車</th> <th rowspan="2">そ の 他 車</th> <th rowspan="2">合 計</th> </tr> <tr> <th>は し ご 車</th> <th>屈 折 は し ご 車</th> <th>化 学 車</th> <th>救 助 工 作 車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>とにかち広域消防局</td> <td>64</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>帯 広 消 防 署</td> <td>192</td> <td>6</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>  本 署</td> <td>86</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>  柏林台出張所</td> <td>24</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  南 出 張 所</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>  大正出張所</td> <td>14</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  東 出 張 所</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  森の里出張所</td> <td>20</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>  川西分遣所</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>帯 広 市 消 防 団</td> <td>344</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>  本 部</td> <td>7</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  桜華分団</td> <td>19</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>  帯広第1分団</td> <td>32</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第2分団</td> <td>30</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第3分団</td> <td>33</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第4分団</td> <td>26</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  帯広第5分団</td> <td>22</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第1分団</td> <td>25</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第2分団</td> <td>26</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第3分団</td> <td>22</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第4分団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  川西第5分団</td> <td>20</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第1分団</td> <td>36</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>  大正第2分団</td> <td>23</td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年4月1日現在 ※とにかち広域消防局は、十勝管内19市町村で構成する消防本部。</p>	人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計	は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車	とにかち広域消防局	64										1	3	4	帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26	本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	1	5	13	柏林台出張所	24	2								1			3	南 出 張 所	26	1		1						1			3	大正出張所	14	1								1			2	東 出 張 所	20	1								1			2	森の里出張所	20						1			1			2	川西分遣所	2										1		1	帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12	本 部	7												0	桜華分団	19												0	帯広第1分団	32			1									1	帯広第2分団	30		1										1	帯広第3分団	33		1										1	帯広第4分団	26		1										1	帯広第5分団	22		1										1	川西第1分団	25	1											1	川西第2分団	26	1											1	川西第3分団	22	1											1	川西第4分団	23	1											1	川西第5分団	20	1											1	大正第1分団	36	1											1	大正第2分団	23	1											1	時点修正
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数							水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車					特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
とにかち広域消防局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
柏林台出張所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
南 出 張 所	26	1		1						1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大正出張所	14	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
東 出 張 所	20	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
森の里出張所	20						1			1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西分遣所	2										1		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯 広 市 消 防 団	346	7	4	—	0	0	0	0	0	0	0	0	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
桜華分団	19												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第1分団	35			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第2分団	29		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第3分団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第4分団	25		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第5分団	24		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第1分団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第2分団	26	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第3分団	24	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第4分団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第5分団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大正第1分団	35	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大正第2分団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
人員・車両 本部・署・団別	職 員 団 員 数	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ 付 水 槽 車	特殊車				高 規 格 救 急 車	指 揮 車	そ の 他 車	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
						は し ご 車	屈 折 は し ご 車	化 学 車	救 助 工 作 車																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
とにかち広域消防局	64										1	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯 広 消 防 署	192	6	1		1	1	1	2	1	6	1	6	26																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
本 署	86	1	1		1	1	1	1	1	1	1	5	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
柏林台出張所	24	2								1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
南 出 張 所	26	1		1						1			3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大正出張所	14	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
東 出 張 所	20	1								1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
森の里出張所	20						1			1			2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西分遣所	2										1		1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯 広 市 消 防 団	344	7	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
本 部	7												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
桜華分団	19												0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第1分団	32			1									1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第2分団	30		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第3分団	33		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第4分団	26		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
帯広第5分団	22		1										1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第1分団	25	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第2分団	26	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第3分団	22	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第4分団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
川西第5分団	20	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大正第1分団	36	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
大正第2分団	23	1											1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																																								
P109	<p>(3) 水 利</p> <table border="1" data-bbox="219 220 969 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,741</td> <td rowspan="2">1,826</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>47</td> <td rowspan="2">132</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,741	1,826	私設	85	防 火 水 槽	公設	47	132	私設	85	井 戸	公設	34		<p>(3) 水 利</p> <table border="1" data-bbox="1104 220 1854 427"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>基 数</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消 火 栓</td> <td>公設</td> <td>1,742</td> <td rowspan="2">1,827</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防 火 水 槽</td> <td>公設</td> <td>48</td> <td rowspan="2">133</td> </tr> <tr> <td>私設</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>井 戸</td> <td>公設</td> <td colspan="2">34</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和6年4月1日現在</p>	区 分		基 数	合 計	消 火 栓	公設	1,742	1,827	私設	85	防 火 水 槽	公設	48	133	私設	85	井 戸	公設	34		時点修正
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,741	1,826																																								
	私設	85																																									
防 火 水 槽	公設	47	132																																								
	私設	85																																									
井 戸	公設	34																																									
区 分		基 数	合 計																																								
消 火 栓	公設	1,742	1,827																																								
	私設	85																																									
防 火 水 槽	公設	48	133																																								
	私設	85																																									
井 戸	公設	34																																									
P133	<p>第1 1 節 食料供給計画 (略)</p> <p>5 食料の備蓄及び調達            災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。            被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社イトーヨーカ堂、株式会社セブンイレブン・ジャパン及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。            また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。            また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p>	<p>第1 1 節 食料供給計画 (略)</p> <p>5 食料の備蓄及び調達            災害発生直後において、国・道による救援が本格化するまでの期間については、帯広市が備蓄する非常用食料により供給を行うものとする。            被災者の数が増大し、備蓄食料による供給では対応できない場合は、帯広市と協定を締結している生活協同組合コープさっぽろ、イオン北海道株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン及び市内の業者に協力を要請し、数量の確保を行うものとする。            また、炊き出し等に必要な食料を確保できないときは道東六市防災協定、北海道及び市町村相互応援協定に基づく要請、及び十勝総合振興局を通じ、必要な物資の提供、斡旋を要請するものとする。            また、乳児食については、人工栄養を必要とし、その確保が困難なものに対して、実情に応じて市が市内取扱業者から購入し、支給するものとする。</p>	株式会社イトーヨーカ堂との協定終了に伴う修正																																								
P135	<p>第1 2 節 衣料・生活必需品物資供給計画 (略)</p> <p>3 調達の方法 (略)</p> <p>(3) 備蓄・調達方法 (略)</p> <p>エ <u>災害時要援護者</u>（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、<u>災害時要援護者</u>に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。</p>	<p>第1 2 節 衣料・生活必需品物資供給計画 (略)</p> <p>3 調達の方法 (略)</p> <p>(3) 備蓄・調達方法 (略)</p> <p>エ <u>要配慮者</u>（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）に対する生活必需品の調達については、十分に配慮するものとし、社会福祉施設に対しては、<u>要配慮者</u>に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発するものとする。</p>	おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正																																								

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考
P167	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(2) 応急仮設住宅 <u>(新設)</u></p> <p><u>ア</u> 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を確保できない者とする。</p> <p><u>イ</u> 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。</p> <p><u>ウ</u> 建設型応急住宅の建設 原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。なお、建設場所については、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</p> <p><u>エ</u> 建設戸数 <u>(借り上げを含む。)</u> 道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。</p> <p><u>オ</u> 規模及び構造、存続期間 <u>(ア)</u> 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。 ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 <u>(イ)</u> 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。 ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。 <u>(ウ)</u> 維持管理 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。</p>	<p>第24節 住宅対策計画</p> <p>(略)</p> <p>2 実施の方法</p> <p>(2) 応急仮設住宅 <u>ア 応急仮設住宅の種類は次のとおりとする。</u> <u>(ア) 建設型応急住宅</u> <u>プレハブ住宅、木造住宅の建設、ムービングハウス等の設置</u> <u>(イ) 賃貸型応急住宅</u> <u>民間賃貸住宅等の提供</u></p> <p><u>イ</u> 入居対象者 原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力で住宅を確保できない者とする。</p> <p><u>ウ</u> 入居者の選定 市長は、入居者の選考に当たっては、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上、決定するものとする。</p> <p><u>エ</u> 建設戸数 _____ 道は、市長からの要請に基づき設置戸数を決定するものとする。</p> <p><u>オ 建設型応急住宅の建設地、構造等</u> <u>(ア) _____ 建設場所 _____ は、原則として、市有地とする。ただし、市有地で適当な場所がない場合は、適当な公有地及び私有地とする。</u> <u>(イ) 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。</u> ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。 <u>(ウ) 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事を完了した後、3箇月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。</u> ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、さらに、期間を延長することができる。 <u>(エ) 維持管理</u> 知事が設置した場合、その維持管理は、知事から委任を受けた市長が管理する。また、市が設置したものについては、市が管理を行う。</p>	<p>民間事業者等との協定締結を追記</p>
P185	<p>第30節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>4 ボランティアの活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 専門ボランティア ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動 イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の<u>災害時要援護者</u>対応 ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動 エ 被災建築物の応急危険度判定</p>	<p>第30節 災害ボランティアとの連携計画</p> <p>(略)</p> <p>4 ボランティアの活動</p> <p>(略)</p> <p>(2) 専門ボランティア ア 被災者に対するカウンセリングや相談活動 イ 外国人通訳や手話通訳、視覚障害ボランティア等の<u>要配慮者</u>対応 ウ 医療活動や住宅危険度判定等、専門分野での活動 エ 被災建築物の応急危険度判定</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>

帯広市地域防災計画（地震災害編）新旧対照表

頁	現 行 (令和6年2月)	修 正 案 (令和7年2月)	備 考																														
P201 ～ P202	<p><b>第4章 災害復旧・被災者援護計画</b>  <b>第2節 被災者援護支援</b>                      (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供                      (1) 被災者台帳の作成                      (略)</p> <p>イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="248 389 1039 820"> <tr> <td>① 氏名</td> <td rowspan="3">⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</td> </tr> <tr> <td>② 生年月日</td> </tr> <tr> <td>③ 性別</td> </tr> <tr> <td>④ 住所又は居所</td> <td rowspan="2">⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</td> </tr> <tr> <td>⑥ 援護の実施の状況</td> <td rowspan="2">⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td> </tr> <tr> <td>⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由</td> </tr> <tr> <td>⑧ 電話番号その他の連絡先</td> <td rowspan="2">⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</td> </tr> <tr> <td>⑨ 世帯の構成</td> </tr> <tr> <td>⑩ 罹災証明書の交付の状況</td> <td></td> </tr> </table>	① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先	② 生年月日	③ 性別	④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由	⑧ 電話番号その他の連絡先	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	⑨ 世帯の構成	⑩ 罹災証明書の交付の状況		<p><b>第4章 災害復旧・被災者援護計画</b>  <b>第2節 被災者援護支援</b>                      (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供                      (1) 被災者台帳の作成                      (略)</p> <p>イ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 389 1946 820"> <tr> <td>① 氏名</td> <td rowspan="3">⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先</td> </tr> <tr> <td>② 生年月日</td> </tr> <tr> <td>③ 性別</td> </tr> <tr> <td>④ 住所又は居所</td> <td rowspan="2">⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時</td> </tr> <tr> <td>⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況</td> </tr> <tr> <td>⑥ 援護の実施の状況</td> <td rowspan="2">⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号</td> </tr> <tr> <td>⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</td> </tr> <tr> <td>⑧ 電話番号その他の連絡先</td> <td rowspan="2">⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項</td> </tr> <tr> <td>⑨ 世帯の構成</td> </tr> <tr> <td>⑩ 罹災証明書の交付の状況</td> <td></td> </tr> </table>	① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先	② 生年月日	③ 性別	④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時	⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況	⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号	⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	⑧ 電話番号その他の連絡先	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項	⑨ 世帯の構成	⑩ 罹災証明書の交付の状況		<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>
① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先																																
② 生年月日																																	
③ 性別																																	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時																																
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況																																	
⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号																																
⑦ 要援護者であるときは、その旨及び要援護者に該当する事由																																	
⑧ 電話番号その他の連絡先	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項																																
⑨ 世帯の構成																																	
⑩ 罹災証明書の交付の状況																																	
① 氏名	⑪ 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先																																
② 生年月日																																	
③ 性別																																	
④ 住所又は居所	⑫ ⑪の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時																																
⑤ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況																																	
⑥ 援護の実施の状況	⑬ 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号																																
⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由																																	
⑧ 電話番号その他の連絡先	⑭ その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項																																
⑨ 世帯の構成																																	
⑩ 罹災証明書の交付の状況																																	
P205 ～ P206	<p><b>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b>  <b>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b>                      1 避難の確保                      (略)</p> <p>(4) 避難場所の指定                      ア 市は耐震性に配慮し、原則として高齢者、子ども、病人、障害者等の災害時要援護者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。                      (略)</p> <p>3 災害時要援護者の避難支援                      災害時要援護者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。また、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別避難支援プラン等を作成し、避難の支援に努めるものとする。さらに、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。                      (1) 市はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する災害時要援護者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。                      (略)</p>	<p><b>第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</b>  <b>第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</b>                      1 避難の確保                      (略)</p> <p>(4) 避難場所の指定                      ア 市は耐震性に配慮し、原則として高齢者、子ども、病人、障害者等の要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を定めるものとする。                      (略)</p> <p>3 避難行動要支援者の避難支援                      避難行動要支援者が災害時に速やかに避難することができる支援体制の確立に努めるものとする。また、事前に援助者を定め、避難体制強化のための個別計画等を作成し、避難の支援に努めるものとする。さらに、他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。                      (1) 市はあらかじめ自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障害者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。                      (略)</p>	<p>おびひろ避難支援プランの改正に伴う修正</p>																														